

広島地方最低賃金審議会  
令和2年度第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会  
議事要旨

開催日時	令和2年10月14日(水)8時55分~9時57分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 第11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「企業内最賃の締結状況や近隣県の最賃額を考慮すべきだが、一方で、コロナの影響、雇用の確保、企業の存続、働き方改革等への投資を考慮して、7円を引上げ額として提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「改正の必要性について疑問の声もある。コロナの影響は先行き不透明で、自動車の生産・販売状況と、営業利益の予測、雇用状況や賃金カット、雇用調整助成金の活用状況等を考え、0円の引上げ額を提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者側からは、他府県の状況、過去の引上げ額、今後の生産予測、人材確保の必要性から3円の引き上げ、使用者側からは本審の判断結果と過去の引上げ額を考慮して1円引き上げの意見表明がそれぞれなされた。</p> <p>しかし、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月28日(水)10時00分~ 会 場 合同庁舎2号館5階特別会議室 主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p>			